

日本専門医機構による新専門医制度に於ける 臨床検査専門医更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度に於ける臨床検査専門医更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、災害被災、管理職就任など）の措置については特別基準1として、専門医の知識・経験を後進の指導にいかす目的で相応の経験を有する場合の措置については特別基準2として別途記載しました。

以下に更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間（2015年4月～2020年3月）における機構による臨床検査専門医更新認定について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す臨床検査専門医認定更新申請書一式（様式1-1～1-3、別表1～3）ならびに関連書類を、日本専門医機構宛に提出してください（下記）。ただし、この基準については、今後必要に応じて見直しをする可能性があります。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-2 U1ビル2F

日本臨床検査医学会気付

日本専門医機構臨床検査領域専門医委員会宛

（機構認定 臨床検査専門医資格更新申請書在中 と付記してください）

<更新基準>

① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」（様式 1-2）、「専門医としての活動概要報告」（同）を提出してください。勤務形態については、直近 1 年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか検証します。

② 診療実績の証明（必須）

診療実績（診断報告書、検査部門管理記録、コンサルテーション記録）のコピーを、計 25 件、一覧表（別表 1）とともに提出してください。なお、正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて診療実績を検証することがあります。

③更新単位 50 単位（必須）

臨床検査専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得が必須です。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明	最小 5 単位、最大 10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 5 単位、最大 10 単位 (このうち 3 単位は必修講習)
iii) 臨床検査領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績および診療以外の活動実績	0~10 単位

i) 診療実績の証明（最小 5 単位，最大 10 単位）

上記②における診療実績の証明の記録提出を自動的に 5 単位として算定します。これに加え、同様の算定基準で最大 5 単位分、診療実績を提出することで単位追加取得が可能です。別表 1 の追加単位の欄に件数（単位数）記入いただき、実績のコピーを提出ください。

- 1) 担当した症例の診断報告書 1 例につき 0. 2 単位
- 2) 検査部門管理記録 1 例につき 0. 2 単位
- 3) コンサルテーション記録 1 例につき 0. 3 単位

ii) 専門医共通講習

（最小 5 単位，最大 10 単位：ただし，必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または臨床検査領域専門医委員会で審議し、機構によって認められた講習会とします（たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できません）。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。e-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、臨床検査領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません）。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

- ①医療安全講習会（必須項目：5年間に1単位以上）
- ②感染対策講習会（必須項目：5年間に1単位以上）
- ③医療倫理講習会（必須項目：5年間に1単位以上）
- ④指導医講習会
- ⑤保険医講習会
- ⑥臨床研究/臨床試験講習会
- ⑦医療事故検討会
- ⑧医療法制講習会
- ⑨医療経済（保険医療など）に関する講習会

講習会講師については1時間につき2単位付与することができます(上限数制限なし)。

iii) 臨床検査領域講習（最小20単位）

臨床検査領域において定められた講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。単位付与の対象にできる講習会等は別表2の単位一覧表で確認し、単位数を記入してください。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定し、最小20単位から算定できます。また講習会講師については1時間につき2単位付与することができます。

（上限数制限なし）

なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、臨床検査領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません）。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最大10単位）

算定可能な単位については、別表3の単位一覧表で確認し、単位数を記入してください。この項目で最大10単位まで取得可能です。

- ・学術集会参加単位は、5年間で3単位まで算定可能です。

- ・学術集会発表については、筆頭発表者に 1 単位（上限回数制限なし）、指導等を含め最も貢献度の高い共同発表者（原則として第 2 発表者）1 名に限り 1 単位を付与します。
- ・ピアレビューを受けた論文発表は、筆頭著者に 2 単位、共同著者に 1 単位（上限単位制限なし）。
- ・臨床検査に関する専門書籍の刊行者に、単著で 2 単位、共著で 1 単位。臨床検査に関する総説の筆頭筆者に 1 単位（商業誌は除く）。
- ・学術集会等で座長を務めた場合、1 単位（上限回数制限なし）。
- ・各領域の専門医委員会が指定する学術雑誌の査読を行った場合、1 単位（上限回数制限なし）。
- ・専門医試験委員会より委嘱され認定試験問題を作成した場合、1 単位（年 1 回）。
- ・専門医認定試験における試験委員・監督などの業務に携わった場合、1 単位（年 1 回）。
- ・所属施設の臨床検査関連会議において指導的業務を行った場合、1 件に 0.1 単位。
- ・地域施設等での臨床検査部門の査察や指導、啓発活動を行った場合、1 単位（年 1 回）。
- ・専攻医・学生・メディカルスタッフ等への教育・指導を行った場合、1 単位（年 1 回）。

更新が認定された場合は、日本専門医機構に更新認定料 1 万円を納入します。

この更新規定は、2016 年度（2016 年 11 月末日までに申請、2017 年 1 月 1 日付認定）の更新から運用を開始します。2019 年度までは、これまでの日本臨床検査医学会による更新も受け付けますが、機構認定専門医としての更新を推奨します。2016 年度～2019 年度の本制度による更新は、以下に示す特別移行措置によります。2020 年度からは本規定による更新に一本化され、更新申請の締切を 11 月末日とし、審査を経て翌年 1 月に認定されます（日付は 1 月 1 日付）。申請時に提出する実績は、締切日から遡る 5 年間のものとします。

2016 年度以降の新基準に基づく専門医更新の手順（移行措置）

(1) 2016 年度の学会専門医更新該当者（2017 年 1 月 1 日付）が機構認定専門医を希望する場合

2011 年 12 月～2016 年 11 月末日の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 4 年分（学会更新分の 4/5）に準じる条件と、新更新基準として直近 1 年分の、勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を 1/5 程度を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。講習単位のなかには可能な限り専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望まれます。また、専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近 5 年以内のものであれば受講証明書をもって算定を可能とします。

(2) 2017年度の学会専門医更新該当者（2018年1月1日付）が機構認定専門医を希望する場合

2012年12月～2017年11月末日の5年間のうち学会専門医更新に必要となる3年分（学会更新の3/5）に準じる条件と、新更新基準として直近2年分の、勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を2/5程度）を満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が1単位以上含まれている必要があります。また、専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近5年以内のものであれば受講証明書をもって算定を可能とします。

(3) 2018年度の学会専門医更新該当者（2019年1月1日付）が機構認定専門医を希望する場合

2013年12月～2018年11月末日の5年間のうち学会専門医更新に必要となる2年分（学会更新の2/5）に準じる条件と、新更新基準として直近3年分の、勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を3/5程度を満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が2単位以上含まれている必要があります。また、専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近5年以内のものであれば受講証明書をもって算定を可能とします。

(4) 2019年度の学会専門医更新該当者（2020年1月1日付）が機構認定専門医を希望する場合

2014年12月～2019年11月末日の5年間のうち学会専門医更新に必要となる1年分（学会更新1/5）に準じる条件と、新更新基準として直近4年分の、勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を4/5程度を満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が3単位含まれている必要があります。また、専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近5年以内のものであれば受講証明書をもって算定を可能とします。

（旧カリキュラムによる研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い）

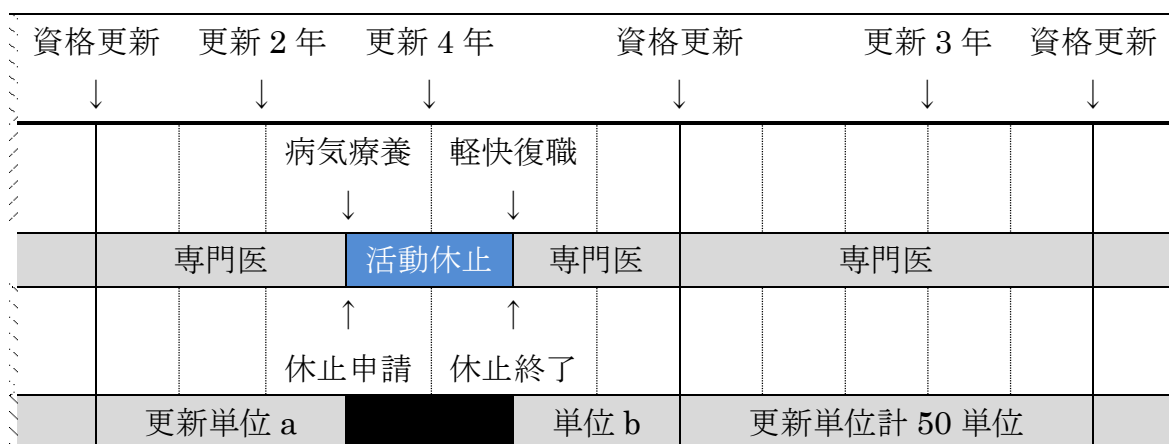
2017年3月以前に専門研修を開始した方は、学会専門医認定を受けることとなります。その方は、学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象となります。特別な事情（海外留学、出産、病気療養など）により、予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に、機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2020年4月以降は、一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することとなります。この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。

なお、学会専門医試験不合格者は、従来の方法で学会専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経ていない方が、機構専門医を取得するためには、学会専門医に一旦合格する必要があります。

特別基準 1

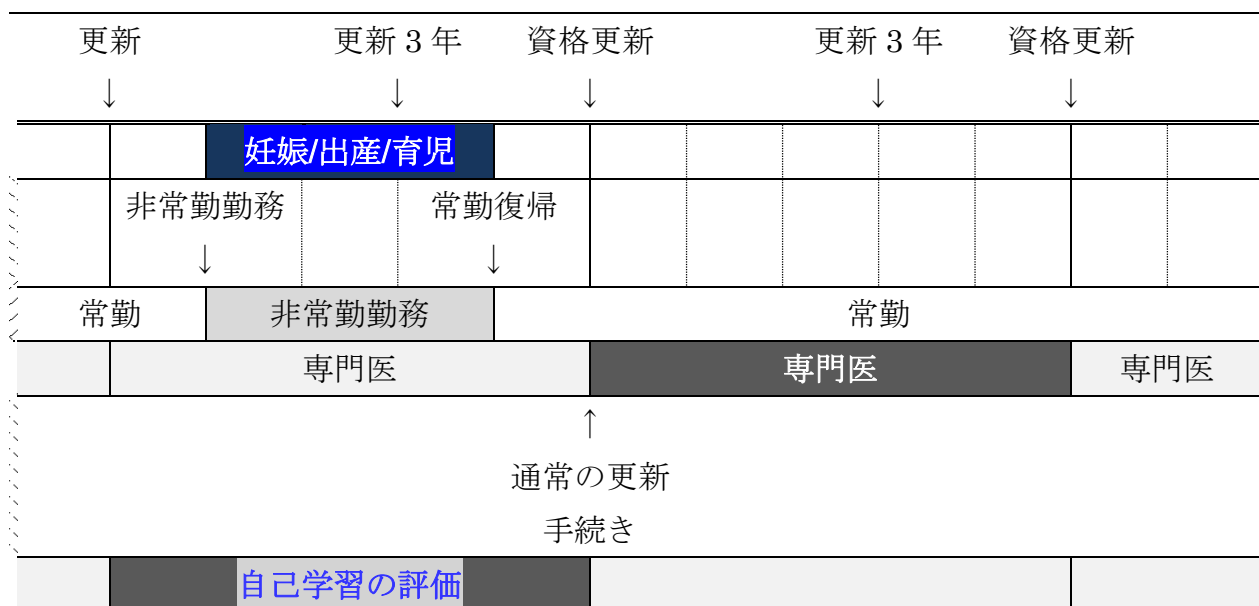
I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応においては、各専門医が事情に応じて以下の2つ(I-1 又は I-2)の方法のいずれかを選択することができます。

I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合： 活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2年を超えて延長を希望する場合には、3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受けます。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。



更新単位 a+b=50 単位

I-2. 専門医としての診療活動を定期的にできないが自己学習などが継続できる場合： 専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができないが、専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合、次回更新時に、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、「自己学習の評価」をもって診療実績の不足分を補うことができます。自己学習の評価については別途定めます（臨床検査領域では認定試験の筆記試験を想定しています）。



II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記委員会に理由書を提出し、審査を受けなければなりません。審査において、正当な理由があると認められた場合は、失効後 1 年以内に更新基準を満たすことで専門医資格を復活することができます。(失効後復活までの期間は、専門医ではありません。) 過去に、学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5 年後に、更新基準を満たすことにより資格を回復できます。

III. 下記の場合は、領域専門医委員会で審査し、機構承認の上、資格を剥奪することができます。

- 公序良俗に反する場合
- 正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

特別基準 2 : 連続して 4 回以上資格更新を行った専門医への対応について

専門医 (学会専門医を含める) が連続して 4 回更新されている場合、5 回目の更新から
i) 診療実績の証明を免除し、その単位を iii) 領域別講習等で補う (合計 50 単位は不変) 方法を選択することができます。

日本専門医機構認定 臨床検査専門医 資格更新申請書

20 年 月 日

一般社団法人 日本専門医機構 御中

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 _____年 月 日

勤務先名 _____

勤務先住所 〒 _____ - _____ TEL: _____

自宅住所 〒 _____ - _____ TEL: _____

学 歴 _____年 月 _____大学卒業

医籍登録番号 第 _____号

医籍登録年月日 _____年 月 日

専門医登録番号 第 _____号 初回認定日 _____年 月 日

現在の認定期間 _____年 月 日 ~ _____年 月 日

学位 (任意) あり なし

メールアドレス (任意) アドレス1

アドレス2

勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態の自己申告

直近1年間の勤務実態について記載してください。はい、いいえの欄は一方に○を付してください。

勤務形態について

- a. 病院で臨床検査部門の常勤医師として勤務している（はい、いいえ）

勤務施設名（ ） 診療科・部署の名称（ ）

- b. 診療所で臨床検査部門の常勤医師として勤務している（はい、いいえ）

勤務施設名（ ）

- c. 病院または診療所で臨床検査部門の非常勤医師として勤務している

（はい、いいえ）

複数ある場合はすべて記載

（ ）時間/週 勤務施設名（ ）

（ ）時間/週 勤務施設名（ ）

（ ）時間/週 勤務施設名（ ）

- d. 検診機関、臨床検査関連企業等で臨床検査に携わる医師として勤務している

（はい、いいえ）

（ ）時間/週 勤務先（ ）

業務内容（ ）

（ ）時間/週 勤務先（ ）

業務内容（ ）

- e. その他：a～dに該当しない場合

（ ）時間/週 勤務先（ ）

臨床検査に関連した業務の内容

（ ）

平均的な1週間あたりの診療関与時間

- 診療活動・・・小計 () 時間/週
 - ・ コンサルテーション対応 () 時間/週
 - ・ 検査結果コメントの作成 () 時間/週
 - ・ 臨床検査のオーダー、実施 () 時間/週
 - ・ 精度管理業務 () 時間/週
 - ・ 外来・病棟における患者への検査説明等 () 時間/週
 - ・ その他(内容:) () 時間/週

 - 診療管理と教育活動・・・小計 () 時間/週
 - ・ カンファレンス () 時間/週
 - ・ 診療に関わる委員会活動 () 時間/週
(臨床検査部運営委員会・精度管理委員会・感染対策委員会・輸血療法委員会等)
 - ・ 学生・研修医・専攻医指導 () 時間/週
 - ・ メディカルスタッフ指導 () 時間/週
 - ・ 患者・家族等に対する教育啓発活動 () 時間/週

 - その他の臨床的活動・・・小計 () 時間/週
 - ・ 検診・健康相談対応 () 時間/週
 - ・ 臨床に関わる書類作成 () 時間/週
(外部精度管理報告書、臨床検査関連会議の議事録、等)
 - ・ 行政機関等の依頼に基づく調査と報告、提出書類の作成 () 時間/週
 - ・ その他(内容:) () 時間/週

 - 専門医として相応しい病院外での医療活動・・・小計 () 時間/週
 - ・ 外部検査機関での活動(内容:) () 時間/週
 - ・ 外部医療機関の指導(内容:) () 時間/週
 - ・ その他(内容:) () 時間/週
(内容:) () 時間/週
(内容:) () 時間/週
-

単位集計表

項目		取得単位 (○年分 ～2019年までの措置)	更新申請に 必要な単位 (5年間相当分)
i) 診療実績の証明 (別表1と実際の記録を提出)	A 必須報告書数	単位	(5単位)
	B その他	単位	(0～5単位)
	A+B	① 単位	5単位以上必須 最大10単位
ii) 専門医共通講習 (受講証明を提出)	a.必修講習	医療安全： 単位	各1単位以上必須
		感染対策： 単位	
		医療倫理： 単位	
	b.その他	単位	(3～7単位)
	a+b	② 単位	5単位以上必須 最大10単位
iii) 臨床検査領域講習 (別表2と受講証明を提出)	③ 単位	20～40単位	
iv) 学術業績・診療以外の活動実績 (別表3と関連書類を提出)	④ 単位	0～10単位	
総合計 (①+②*+③+④) *②には必修講習各1単位以上が必須です	単位	50単位	

事務局記入欄

日本臨床検査医学会 会員番号 _____

受付年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

診療実績

項目名 (3種類以上取得)	必須 25 件の件数と 提出書類番号	追加件数と 提出書類番号
①検査報告書		
尿沈渣	記載例 5件(1-1、1-2などと記載し、提出書類に同じ番号をつけてください)	
穿刺液・体腔液の細胞検査		
末梢血液像		
骨髓像		
フローサイトメトリー		
リンパ節スタンプ標本		
蛋白分画		
免疫電気泳動		
免疫固定法		
アイソザイム		
リポ蛋白電気泳動		
脂質分画		
アミノ酸分画		
グラム染色・抗酸菌染色所見		
細菌培養同定		
耐性菌検出報告・指導		
薬剤感受性試験		
抗酸菌検出		
血液型判定(変異型など)		
不規則抗体判定・指導		
病原体核酸検査		
造血器等腫瘍遺伝子検査		
薬物代謝関連遺伝子検査		
超音波検査		
循環器機能検査		
呼吸機能検査		

血管機能検査		
神経筋検査		
その他（特定してください。領域専門医委員会で審査します。）		
②臨床検査室管理業務		
内部精度管理		
外部精度管理		
インシデント・アクシデント対応		
臨床検査技師への指導・講義		
その他（特定してください。領域専門医委員会で審査します。）		
③コンサルテーション対応		
検査外来での説明		
施設内・外からのコンサルテーションへの対応		
健診・人間ドックでのコメント、説明		
遺伝子検査に関する患者・家族/主治医への説明		
その他（特定してください。領域専門医委員会で審査します。）		
合計	25 件、5 単位	件数と単位数

注) 関連書類は個人情報に留意してください。①は、診療報告書と同一のもののコピーとしてください。紙媒体報告書の場合は日付、報告者のサイン（または印）のあるものにしてください。デジタル報告書の場合は、画面のハードコピーでもいいですが、日付、報告者名がわかるものとしてください。②、③はその記録の原本が施設に保管されているものとします。

臨床検査領域講習受講

講習会主催団体	20・・・年	20・・・年	20・・・年	20・・・年	20・・・年
日本臨床検査医学会					
日本臨床検査専門医会					
関連学会（特定ください。事前認定のないものは領域専門医委員会で審査します。）					
関連国際学会（特定ください。領域専門医委員会で審査します。）					
e-learning などの受講（特定ください。領域専門医委員会で審査します。）					
計					
総計					

年次ごとのそれぞれの単位数の合計を記載ください。受講証明は共通講習、臨床検査領域講習をそれぞれ年次順にまとめて提出してください。

学術業績・診療以外の活動実績

活動内容	認定単位	取得単位
学術集会への参加*1 (最大 3 単位まで)	1/日	
学術集会での発表*1	1/回	
同上共同演者 (第 2 演者 1 名に限ります)	1/回	
査読制度のある術誌における論文の筆頭著者	2/篇	
同上共同筆者	1/篇	
臨床検査に関する専門書籍の刊行者*2	2/篇 (単著) 1/篇 (共著)	
臨床検査に関する総説の筆頭著者*2	1/篇	
学術集会の座長*1	1/回	
学術雑誌の査読者*2	1/回	
専門医試験委員会より委嘱され認定試験問題を作成した場合 (年 1 回に限ります)	1/回	
専門医認定試験における試験委員・監督などの業務に携わった場合 (年 1 回に限ります)	1/回	
所属施設の臨床検査関連会議における指導的業務*3		
院内感染対策委員会	0.1/件	
輸血療法委員会	0.1/件	
栄養評価委員会	0.1/件	
医療安全委員会	0.1/件	
地域医療への貢献		
外部施設における臨床検査部門の査察・指導	1/回	
外部精度管理事業の指導	1/回	
日本臨床検査専門医会が主催する臨床検査の啓発活動	1/回	
専攻医・学生・メディカルスタッフ等への教育・指導	1/回	
		計

注) 出席、参加の証明となるものを提出してください。本表と対応がわかるような提出をお願いします (表中順など)。

*1: 臨床検査医学会 (支部含む)、WASPaLM、ASCPaLM、AACC、IFCC、ASCP などの国際学会、検査血液学会、臨床化学会、臨床微生物学会、超音波医学会、遺伝子診療学会、生物試料分析学会などが主催する学術集会、その他は申請により委員会が認定します。参加とは、終始学会会場にあって積極的に討論に参加することを意味します。*2: 雑誌は領域専門医委員会が認定します。商業誌は対象になりません。*3: 提示以外の施設内委員会で領域専門医委員会が認定したのものも含まれます。